

確 認 書

様式第 17 号「建築士による適合証明書」のうち、耐震改修工事の内容に係る証明について、補助金額の確定の際及び補助金の支払後の現場検査等の結果、故意又は悪意による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第 10 条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解した上で、証明したものであることを確認します。

年 月 日

() 建築士 登録 号

建築士の氏名 印

建築士事務所名

知事 登録 号

所在地

○建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）（抄）

（懲戒）

第 10 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略

【注意事項】

1. 補助金の額の確定及び支払

提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに付した条件どおりに行われたかどうか審査し、現地検査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に額の確定通知書を送付します。

検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

2. 調査の実施

補助金の支払後も、補助対象の建築物の現場検査、事業所への現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。